

第 9 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成20年12月12日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 9 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成20年12月12日（金曜日）

午前10時5分開議

午前11時37分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革の推進について
- (2) 道州制について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 過疎対策について
- (5) 閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員 長 馬 場 成 志
 副委員 長 松 田 三 郎
 委 員 児 玉 文 雄
 委 員 松 村 昭
 委 員 前 川 收
 委 員 中 原 隆 博
 委 員 平 野 みどり
 委 員 氷 室 雄一郎
 委 員 藤 川 隆 夫
 委 員 重 村 栄
 委 員 池 田 和 貴
 委 員 溝 口 幸 治
 委 員 吉 田 忠 道
 委 員 湊 上 陽 一
 委 員 ・ 田 大 造
 委 員 高 木 健 次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局 長 木 本 俊 一
 次 長 守 田 眞 一
 企画課長 内 田 安 弘

総務部

部 長 角 田 岩 男

次 長 川 口 弘 幸

首席総務審議員兼

人事課長 田 崎 龍 一

行政経営課長 高 嶋 裕 治

財政課長 田 嶋 徹

税務課長 富 田 健 治

市町村総室長 本 田 恵 則

市町村総室副総室長 村 山 栄 一

地域振興部

次 長 黒 田 豊

地域政策課長 神 谷 将 広

健康福祉部

首席健康福祉審議員兼

健康福祉政策課長 岡 村 範 明

環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 宮 尾 千加子

商工観光労働部

首席商工審議員兼

商工政策課長 宮 尾 尚

農林水産部

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 伊 藤 敏 明

土木部

監理課長 鷹 尾 雄 二

教育委員会事務局

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉 村 孝

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 野 白 三 郎

議事課課長補佐 坂 本 道 信

午前10時5分開議

○馬場成志委員長 ただいまから、第9回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

それでは、審議に入らせていただきますが、本委員会に付託されている案件は、道州制に関する件、地方分権改革推進に関する件、過疎対策に関する件であります。お手元に本日の次第を置いてありますが、そちらをごらんいただきたいと思ひます。

まず、執行部から説明の後に一括して審議を行いたいと思ひます。

それでは、お手元の資料に従い執行部から順次説明をしてください。

○内田企画課長 企画課長の内田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

前回、9月の本特別委員会におきまして、地方分権改革と道州制についての議論の動向について御説明させていただいております。今回も前回以降の動きにつきまして、御報告を申し上げたいというふうに思ひます。

まず、今月の8日に出されました地方分権改革推進委員会の第2次勧告の概要について御報告申し上げ、その後、九州地域戦略会議で議論が行われています道州制の九州モデルの答申の概要について御報告を申し上げます。資料の1ページをお願いいたしますと思ひます。地方分権改革の推進関係についてでございます。

まず、分権改革のスケジュールでございますけれども、中ほどの表でございますが、これまで本年5月の第1次勧告、それから前回、御説明をさせていただきました8月の国の出先機関の見直しに関する中間報告、そして今回、御報告させていただきます第2次勧告が行われております。今後は、来年春に予定されております第3次勧告、そして分権改革推進計画の閣議決定、それから新分権一括法案の国会提出につながっていくというふうに思っております。

下段でございますけれども、5月の第1次勧告は、国と地方の役割分担でございましたが、今回の勧告は、国の法令による義務付け・枠付けの見直しと国の出先機関の見直しについて行われております。来年春に予定されております第3次勧告でございますけれども、税財政改革について行われる予定でございます。

2ページをお願いいたします。第2次勧告の概要について御説明を申し上げます。先ほど申し上げましたけれども、第1次勧告は義務付け・枠付けの見直しと国の出先機関の見直しの2本の柱で行われております。

まず、義務付け・枠付けについてでございますが、義務付けですけれども、例えば教員10年経験者への研修実施の義務付けなど、一定の課題に対処するために、事務そのものを地方自治体に義務付けることをいいます。また、枠付けと申すのは、例えば保育所の保育室の面積の最低基準などを設けるなど、事務の執行方法、手続とか、例えば判断基準、執行体制、組織等の枠付けを行うことでございます。分権委員会はこの義務付け・枠付けの見直しを立法権の分権というふうに位置づけまして、義務付け・枠付けを定めますそこに書いております482法律、1万57条項につきまして精査を行っております。その結果、4,076条項につきまして義務付け・枠付けの廃止、または全部、一部の条例委任や条例等による基準等の上書きというのを求めております。

その下の国の出先機関の見直しでございますが、8府省、15系統の出先機関につきまして勧告を行っております。その勧告の内容でございますが、中ほどの1)から4)に分けております。1)は府省を超えた総合的な出先機関への統廃合を行うものでございます。九州農政局や地方整備局等の企画部門を地方振興局としてまとめ、直轄公共事業の実施部門を地方工務局としてまとめる案でございま

す。2)は同一府省での統廃合で都道府県ごとにあります労働局を地方厚生局に統廃合するというようにしております。3)は組織を廃止するもので、中央労働委員会地方事務所は廃止というふうに勧告されております。4)は組織の定員をスリム化して存続するもので総合通信局などが対象となっております。その他総合的な出先機関と地元自治体との間に協議会の設置や、将来的には出先機関職員21万人ほどおられますけれども、3万5,000人程度の人員削減を目指すべきとの勧告もあわせて行っております。

3ページをお願いいたします。これは勧告当日に出されました全国知事会のコメントでございます。上段では義務付け・枠付けの見直しについて、その成果を高く評価しておりますけれども、中ほどからの出先機関の見直しと地方の役割の拡大ということにつきましては明確な分権の方向が示されていないこと、また、二重行政の解消の観点から十分ではないというふうに指摘しております。特に新たに設置します地方振興局や地方工務局への懸念、道路・河川の権限移譲における国の不十分な対応については厳しい見方を表明しております。

4ページをお願いいたします。2次勧告の1つの柱であります義務付け・枠付けについて御説明を申し上げます。義務付け・枠付けの見直しは左上段の1の基本的考え方にありますが、地方政府の確立に必要な自治行政権、自治立法権、自治財政権のうち、自治立法権の確立のために行われるということになっております。2の見直しの方針ですが、勧告の対象は(1)にありますように、自治事務のうち、国の法令によって義務付け・枠付けを行い、条例で自主的に定める余地を認めていないものを見直しの対象というふうにしております。(2)の見直しの具体的な方針でございますが、その下の(3)に掲げてあるような、どうしても全国的な視点で義務付け・枠付け

を許容せざるを得ないケースの判断基準を設けてまして、これに該当しない場合は(2)の網かけをした中にあります①廃止、②、③の全部または一部の条例委任、補正を行うという3つの方針により見直しが行われております。その結果が右上の3にまとめられております。先ほど申しました法律の1万57条項につきまして精査をしております、国の義務付け・枠付けを認める判断基準に該当するものが約半分の51.8%、4,389条項で、判断基準に該当しない条項、例えば保育所の児童1人当たりの面積基準とか、歩道の幅員の最低基準でございますけれども、この義務付け・枠付けを認めない条項が残りの約半分の48.2%、4,076条項というふうに判断をしております。この4,076条項が今回の義務付け・枠付けの見直しの議論の対象というふうになっております。特に右下の4にあります①の施設・公物設置管理の基準とか、②の協議、同意、許可・認可・承認とかいう事柄、それから③の計画等の策定及びその手続など、このような3つのことを中心に分権委員会は3次勧告に向けた具体的な調査審議を行うということにしております。

次の5ページが、見直しの対象範囲でございます。地方自治体の事務は左にありますように、戸籍や国政選挙事務等の本来、国が果たす事務としての法定受託事務と、それ以外、例えば小中学校の設置管理や都市計画の決定等の自治事務に分けられております。今回の見直しの対象は分権の議論にはなじまない法定受託事務以外の右側の自治事務を対象としております。事務処理やその方法としての手続、それから判断基準を義務付けているものの中で下にありますが、大気汚染防止法に見られる条例による上乘せ基準等を認めるもの、ここでは(C)の条例による自主的な決定または補正を認めているものに当たりますが、それを除く1万57条項が対象となっております。そのうち、平成19年11月の中

間的なとりまとめで出されました義務付け・枠付けが必要との判断基準に該当するものが27.3%、その後の検討でやはり必要とされたものが24.5%、計の51.8%が必要というふうになっております。残りの48.2%が義務付け・枠付けが不要ではないかという判断になっておりますし、先ほど申しましたように、これから具体的な調査審議が行われるということになっております。

6ページをお願いいたします。6ページは本勧告のもう1つの柱であります国の出先機関の見直しでございます。この件に関しましては、見直しに関する中間報告を9月の特別委員会で御報告申し上げておりますので、要点に絞って御説明申し上げます。左の欄の中段の事務権限の見直しでございますけれども、さきの中間報告で国の出先機関の事務・権限の仕分け方については重複型、分担型、関与型、国が直接担当する国専担型の4つに分けて仕分けを行うということで、この8府省15系統116事項の事務権限について見直しの具体的な内容が示されたところでございます。人員・財源の取り扱いでは事務に伴う人員移管の取り扱い、それから必要な財源の確保について触れております。このことにつきましては、引き続き検討するというようにされております。

次に、事務の見直しでございますが、その考え方を右側の中段に書いております。事務権限の見直しに応じまして二重行政の弊害是正の観点から組織を見直す方向と、弊害がない場合は組織を存続するというふうに大きく2つに分けております。見直しを検討する方向としまして、アの府省を超えた総合的な出先機関への統廃合、イの同一府省における出先機関の統廃合、ウの府県単位機関のブロック単位への統廃合というのが示されておまして、業務そのものが不要となる場合は廃止というふうになっております。

その下の7ページは機関別の概要でござい

ますが、各機関ごとに地方移管。地方移譲の事務が掲げられております。

8ページをお願いいたします。国の出先機関の抜本的な統廃合のイメージ図でございます。中ほどの出先機関Aと書いてあります四角をごらんいただきたいと思いますと思いますが、四角を全出先機関の事務としますと、これを廃止、移譲、移管、残存業務というふうに分けをしております、右側の9ページにありますように、i)府省を超えた総合的な出先機関への統廃合を行うもの、ii)同一府省における出先機関の統廃合を行うもの、iii)組織を廃止するもの、iv)現行の組織を残すものというふうに分けて4つの改革の方向性を示しております。出先機関の統廃合では9ページの上の方でございますが、地方振興局や地方工務局の設立が検討されております。具体的な廃止機関としましては地方農政事務所、地方運輸支局、中央労働委員会地方事務所などが上げられております。この勧告につきましては、二重行政の解消を期待した全国知事会を始め各団体からは分権の方向が明確に示されていないこと、それから地方振興局、地方工務局という巨大な組織が誕生することへの懸念が表明されております。

10ページ、11ページをお願いいたします。見直しの対象となっております出先機関の全国と本県の状況の一覧でございます。全国では下にありますように、合計で3,393機関、9万5,836名が対象ということになっております。本県では右の方ですが、70機関2,318人が対象となっております。廃止の検討対象となっておりますのは本県では熊本運輸支局のみですけれども、組織改編の検討対象となっております九州農政局の事務で企画的な部門が地方振興局、それから直轄公共事業の実施部門が地方工務局に分かれるということになっておりますので、今後この件については、注視していく必要があるというふうに思っております。

12ページをお願いいたします。道路・河川につきましては、9月以降、具体的な移譲対象について国と都道府県で協議が行われております。本県においても中ほどの下の方でございますが、10月3日それから10月14日に国から個別協議の申し入れが行われております。10月3日には熊本河川国道事務所長、それから14日には九州地方整備局長が県を訪れております。

13ページ、14ページをお願いします。本県におきます道路・河川の状況でございます。左側は5月の第1次勧告で示されました移譲対象となる道路・河川の概要とございますか、基準でございます。この勧告を政府の地方分権改革推進本部が引き取りまして、隣の欄でございますが、9月に国土交通省が具体的な移譲対象としたいとの考え方を分権委員会に示しております。直轄国道2万1,500キロのうち、高規格幹線道路の区間等を除く区間約15%程度が移管候補、それから河川につきましては、一つの都道府県で完結する1級河川53のうち40%程度が移管候補ということで、これをもとに協議に入っております。この具体的な本県との協議内容が13ページの右側でございます。現在、道路・河川の協議対象となっておりますのは、道路の3区間のみでございますが、これ以外につきましては、財源等の問題がありますので、財源等の制度的保障が明確になった段階で協議を行うということになるかというふうに思っております。

14ページは全国知事会が地方分権改革推進委員会に提示しましたこれらの協議における各都道府県の懸念、不満事項をまとめたものでございます。このような事柄を明確にしながら今後の道路・河川の移管協議を進める必要があるというふうに思っております。

次に、道州制について御説明いたします。16ページの資料の2をお願いいたします。各方面の道州制の議論につきまして9月の資料を更新しております。前回9月以降の動きと

しましては、10月30日に九州地域戦略会議において道州制の九州モデルが取りまとめられました。また、11月14日に日本経済団体連合会から「道州制の導入に向けた第2次提言」が出されておりますので、この内容について御説明をさせていただきます。

17ページをお願いいたします。九州モデルの策定スケジュールでございます。平成17年10月から今年の10月の取りまとめに至るまでの経緯を整理しております。今後の予定ですが、2のところに書いておりますけれども、来年3月までに残された課題の、九州が目指す姿、将来ビジョンと、住民及び国の関心を高めるためのPR戦略について、継続して検討するというようになっております。

18ページと19ページをお願いいたします。道州制の九州モデルの概要でございます。この九州モデルにつきましては、5月に中間取りまとめがなされており、その内容について6月に本委員会に報告をさせていただいたところであります。今回の変更点でございますが、国と地方の役割分担における公的年金、医療保険、生活保護の取り扱い等、税財政制度についてでございます。18ページの2の道州制によって目指す国の形のところをごらんいただきたいと思っております。アンダーラインの部分にありますように、このモデルでは道州制を導入し、新しい国の形を構築するとして、国の役割を限定し、内政に関しましては、地方が担うことを基本とする地方分権型の国家を目指すというふうにされております。その上で、先ほど申しましたけれども、19ページ上のアンダーラインの部分にありますように、内政に関しては地方が担うことを基本としながらも、全国的な統一制を求められる分野のうち、ナショナルミニマムの例としまして、公的年金、医療保険、生活保護については議論が深められております。このうち、公的年金につきましては、制度の性格から国の役割と考えることで合意されましたけれど

も、医療保険と生活保護につきましては、国・道州・市町村の役割分担についてさまざまな意見がございました。幾つかの意見を併記し今後さらなる議論が必要であるというふうにされております。一番下の6でございますが、道州制を実現するための税財政制度についてポイントをまとめております。

20ページと21ページをお願いいたします。税財政制度についてその概要を整理しております。制度のイメージとしましては21ページの中ほどに8で税財政制度のイメージというのを示しております。ごらんいただきたいと思いますが、この税財政の検討といいますのは、現行の事務、それから現行の税制を前提としたシミュレーションでございます。この図は、先ほど申しましたが、年金、医療保険、生活保護を国、地方のいずれの役割とするかで議論となりましたので、その考えのうち年金、医療保険は国、生活保護は道州の役割とした場合のシミュレーションでございます。平成17年度の国、地方を通じました決算ベースに基づいて作成したもので、公債費を除いた金額が記載されております。租税87兆円をベースに国税、道州税、地方共同財源それから市町村税に振り分けまして、これに国債、地方債等を加え、最終的な支出が一番下にありますように、国が約29兆円、道州が約42兆円、市町村が約42兆円というふうにシミュレーションしております。現在と比べ、特に、国の支出が少なくなり、道州の支出が大きくなっております。

以上が道州制の九州モデルの概要でございます。先ほども申し上げましたように、今後九州の姿、将来ビジョンを検討することになっておりますし、また、道州の組織や基礎的自治体のあり方についても今後の課題であることから、まだ完成形はございません。また、これはまさにモデルであるということですので、今後もシミュレーションなどを行い、九州としての一つの基本的な考え方を示

していく予定でございます。このモデルを1つの資料としながら、今後もさらに議論を深めていきたいというふうに考えております。

22ページをお願いいたします。これは、日本経済団体連合会が、先月出しました「道州制の導入に向けた第2次提言」の概要でございます。最後の道州制導入のロードマップのところをごらんいただきたいと思いますが、道州制導入のロードマップとして2015年、平成27年に道州制を導入するというふうに示されております。自民党の道州制推進本部におきましても、平成27年から29年をめどに道州制の導入を目指すとしておりますし、また、政府の道州制ビジョン懇談会も同様なスケジュールで道州制導入に向けた動きを示しております。しかしながら、全国町村会や全国町村議長会は道州制の導入に反対しております。今後の動向につきましては、注視していく必要があるというふうに思っております。

以上で、地方分権改革推進関係及び道州制関係の資料の説明を終わりたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○本田市町村総室長 市町村総室でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、政令指定都市関係について御説明させていただきと思います。6月の本委員会におきましては、政令市の制度概要等につきまして、それから9月の本委員会では政令市となった場合の効果等について御説明をさせていただいたところでございます。その際に9月の本委員会におきまして、いわゆる地元での任意協議会において問題点となっていること等についても説明をしてほしいとの御意見をいただきましたので、今回、熊本市と3町の任意協議会等で議論になりました主な論点について御説明、御報告をさせていただきたいと存じます。また、引き続きまして、9月議会以降の主な動きについても御報告をさせていただきたいと存じます。それでは資

料の24ページの資料3をお願いいたします。

まず、1の熊本市と近隣町との合併協議の主な論点でございます。

最初に城南町でございますが、第1点目といたしまして①の城南町の生活基盤整備事業、これは主に上下水道の整備でございますが、合併後どのように促進されるのかということが論点になっております。城南町の上下水道は、まだ普及率が30%と未整備地区が多く、これまでの協議では城南町の意向を踏まえて計画的に未普及地域の解消に努めていくとなっております。

第2点目は、②の都市計画の市街化区域及び市街化調整区域の線引きによる影響、市街化区域や市街化調整区域での開発制度の運用についてでございます。市街化調整区域は、本来基本的には開発が制限される地域でございますが、平成19年度の都市計画法の改正により地区計画の都市計画決定がなされた地域においては、開発が可能ということになっております。また、既存の農村集落内で一定の要件を充たす場合の開発を認める農村集落開発制度もできたところでございます。熊本市においては、この市街化調整区域におきます集落内開発制度を21年度に導入する予定となっております。地域指定や運用については、地元の意向を踏まえて検討するとされたところでございます。

次に、植木町についてでございます。植木町においても、この第1点目といたしまして、城南町と同様に都市計画における線引きの問題が取り上げられており、集落内開発制度について地元の意向を踏まえて検討するとされているところでございます。また、2点目といたしまして、植木町に区役所が設置されるのかということが取り上げられております。これまでの協議におきましては、現植木町役場庁舎が優位性を持っているとされているところでございますが、これにつきましては、最終的には政令市に移行する段階で市に設置

をされます行政区画等審議会に諮られることになっていることから、法定協議会を経て行政区画等審議会に要望していくとされているところでございます。

次に、資料25ページをお願いしたいと思います。3点目が③の植木町の主要事業でございます。これは主に区画整理事業や上下水道の整備でございますが、今後どのように促進されるのかということでございます。区画整理事業については、着手時の部分におきましてもまだかなりの事業が残っており、着手部分は事業計画に基づき整備を進めるとされ、未着手部分につきましては、植木町での検討を踏まえ新市に引き継ぐとなっております。また、上下水道につきましても、未整備地区が多くこの整備計画を新市に引き継ぐとされているところでございます。

4点目が県立高校の通学区域がどのようになるのかということでございます。植木町は現在、菊鹿学区でございます。計画では平成22年4月からとされている通学区域の拡大後は県北学区に位置づけられております。県教育委員会によりますと、仮に熊本市と合併した場合におきましては、同一の学区となる方向で検討するとされているところでございます。現在の通学区の高校にも通えるよう、協議では合併後も現在の通学区域である高校の調整区域として継続してもらえるように県教育委員会に要望する方向とするとされているところでございます。

次に、5点目が植木町立病院の機能強化が図られるのかということでございます。植木町立病院では現在経営改善それから医師不足の解消が課題となっております。協議では熊本市市民病院と同じ事業管理者のもとに経営を行い、経営体制の強化や人事交流を行うことを検討していくとなっております。

3番目に益城町でございますが、まず、第1点目の①小学校児童の医療費補助等、益城

町の方がサービスがすぐれているものの取り扱いでございます。特に医療費補助につきましては、対象児童が益城町では小学校6年生まで、熊本市では就学前までとなっており、大きな違いがあり、重要な論点になっているところでございます。協議ではこの益城町においては、現行制度を存続させる方向で検討するというので、いわゆる1市2制度を検討されておるところでございます。

次に、資料26ページをお願いいたします。

2点目がまず、第2空港沿線の開発について政令市移行による緩和ができるかということでございます。協議では景観条例及び開発許可は合併後は県から熊本市に権限が移譲され熊本市の判断によることとなるとされているところでございますが、しかし農地法及び農業振興地域の事務につきましては、政令市への権限移譲の対象とはなりませんことから、合併政令市以降後も県の同意が必要であり、現状と変わらないということが確認されているところでございます。

第3点目が益城町にやはり植木町と同様に区役所が設置されるのかということでございますが、植木町の場合と同様に最終的には行政区画等審議会に諮られることとなりますが、協議におきましては、益城町の要望を踏まえて協議を行い行政区画等審議会へ要望していくとされているところでございます。

以上が3町の合併協議におきます主な論点でございますが、今後3町とも設置をされました法定協議会の中でこれらの論点について具体的な協議がなされていくこととなっておりますところでございます。

続きまして、26ページの中段以降の2でございます。熊本市及び近隣3町での合併に向けた動きということでアンダーラインを引いております部分が9月議会以降での主な動きでございます。まず、熊本市においてでございますが、本年10月に益城町、城南町とそれ

ぞれ法定協議会を設置いたしまして、これまで2回ずつ法定協議会が開催されております。また、この熊本市の欄には記載してはおりませんが、12月4日に植木町と熊本市との法定協議会も設置がなされたところでございます。

次に、27ページをお願いいたします。城南町についてでございますが、20年11月のところに記載をしておりますけれども、町長及び議員のリコールの動きが続いておりましたが、議員のリコールにつきましては双方とも取り下げがなされたところでございます。しかしながら、町長のリコールにつきましては本請求がなされ、これに対して町長が取り消しを求める訴えを提起されているという動きがあつておるところでございます。なお、この町長のリコールにつきましては、もしこのまままいりますと来年の1月11日に投票がなされる予定となっておりますところでございます。

次に、28ページをお願いいたします。植木町についてでございますが、9月の町議会での町長提案によります法定協議会設置議案が賛否同数、議長裁決で否決された後に住民発議を受けまして、10月27日に法定協議会設置議案が再提案されたところでございますが、これも否決とされたところでございます。その後合併特例法に基づき最終的には11月30日に住民投票が実施され、その結果、法定協議会設置ということが賛成が多数を占めて今年4日に法定協議会の設置に至ったところでございます。

最後に益城町でございますが、11月に町長が法定協議会終了後に住民投票を実施するという意向を表明され、資料にはこの12月議会に提案予定と記載をしておりますが、去る12月9日にこの提案がなされているところでございます。

市町村総室からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○神谷地域政策課長 地域政策課の神谷でございます。よろしくお願いいたします。

過疎対策関係につきまして資料の30ページをお願いいたします。こちらは前回の9月議会で施策提案の骨子を説明したところでございますが、それを踏まえて議論を深めまして最終案としてまとめたものでございます。こちらにつきましては、去る11月21日、第3回の熊本県の過疎問題研究会で御議論をいただいた資料でございます。別冊でお配りしております本資料がございますけれども、時間の都合もございますから、こちらの概要でポイントを御説明させていただきます。主な変更点を中心に御説明をいたします。

まず、1番目の過疎地域の役割と機能でございますが、安全・安心な生活に寄与している、または多様な生活に実現に寄与している、そういった役割については大きな変更はございません。右下の箱でございますけれども、過疎地域がさらに衰退したらという欄を追加してございます。こちらは研究会の委員の方から過疎地域が今後衰退していくと日本は危機的なことになる、そういった危機感をあおるべきではないかという意見を踏まえまして追加をしたところでございます。過疎地域がさらに衰退してまいりますと、食料需給率が下がってしまって森林も荒れ果て洪水が多発する。さらには日本らしさ心の古里というもの失うということにつながっていくという形でまとめてございます。

2番目の過疎地域を取り巻く環境の変化につきましては、ここに書いてございます3点で前回から大きな変更はございません。

続きまして、31ページで今後の過疎地域振興の視点と施策提案をまとめてございます。こちらは研究会での御議論などを踏まえまして、施策の提案の追加さらには再構成をしておるところでございます。まず、施策の提案につきましては、重点提案と一般提案という

形で大きく2つに分けてございます。重点提案につきましては、まず、1点目、総力の結集ということでございまして、過疎地域単独ではなくて、行政だけではなくて多様な主体、さらには都市部との連携といったものに力を結集していく必要があるのではないかという視点から地域実力を強化していく、さらにはNPO法人、地域づくり団体、企業などへの支援強化を図っていく必要があると、そのような施策提案をまとめておるところでございます。右側にまいりまして、(2)でございますけれども、農林水産業の振興ということでございまして、過疎地域が今後持続的に存続していくというためには、生業である基幹産業である農林水産業の振興が不可欠だという視点から、生産基盤の整備の促進ですとか、耕作放棄地の解消に対する支援、そのような施策を提案しておるところでございます。(3)にまいりまして高速交通体系の整備促進というものも重点事案に掲げてございます。こちらにつきましては、過疎地域が今後発展していくためには周辺都市、中核都市との連携が欠かせないと、その連携のためには高速交通体系が整備されているということが重要であるということから、高規格幹線道路などの整備促進についての提案を掲げております。その下の一般提案でございますが、1点目といたしまして財源確保、今後、過疎対策、地域の振興を図っていくためには地方公共団体の財源強化が必要であるということから地方交付税の財源保障ですとか、過疎債の存続さらには対象事業の拡大、そういったものを提案してございます。(2)の安全・安心な生活の確保ということでございまして、過疎地域の基礎的な生活条件を確保していく、ナショナルミニマムを確保をしていくということが不可欠であるということから、上下水などの社会基盤の整備ですとか、地域の足としての公共交通機関の維持確保、さらには情報格差をなくすための情報通信基盤の整備、あと医

療、福祉、教育さらには災害防止に対する施策について提案をしております。(3)になりますけれども、いきいきとした暮らしの実現ということで過疎地域におきまして産業を創出いたしまして、雇用を確保していくことは重要であるということから、雇用の場の確保のための施策ですとか、定住促進のための施策を提案させていただいております。(4)でございますが、合併市町村などへの配慮ということでございます、見なし過疎、一部過疎地域を存続すると、さらには過疎地域に限らず基礎的条件の厳しい集落への支援についても配慮していく必要があるというような提案を掲げております。

32ページでございますが、こちら過疎問題研究会の場で事務局がまとめました最終案につきましてさまざまな御意見をいただいたところでございます。主なものを御紹介させていただきますと、まず、過疎地域を振興していくためには地域が自立して振興策に取り組んでいくことが必要であると、さらには今回、重点提案ということで総力の結集を提案させていただいているところでございますが、多様な主体の活動を推進するということは今後の過疎地域を考えていく上で熊本らしい提案といえるのではないかと御意見をいただいております。さらには道路などインフラにつきまして整備するだけではなくて今後どのように維持管理していくか、過疎地域においては特にソフト面が課題であるといった御意見、さらには企業の役割について余り強く触れられていないのではないかと御意見、さらには環境問題という視点も欠かせないのではないかと、森林保全につきましては生業としてやっていくということにはなかなか限界があって過疎地域が新エネルギーの供給源になる、そういったようなこと、発想の転換が必要ではないかと、さらには農地などの荒廃については個人だけではやっぱり限界があって、それを整備していく組織、そういったも

の提案も重要ではないかと、さらには地域以外の方に過疎地域のよさを知ってもらうことが重要であって、都市・農村交流などの施策も具体的に提案すべきではないかと、さらには一番下になりますけれども、重点提案、一般提案という区分は一般提案も重要な提案であると、今後すべての過疎地域の振興に当たってすべて重要な提案であるので、表現ぶりを工夫なさいという御意見をいただいたところでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、研究会でいただいた御意見さらには本日、御議論いただいた内容などを踏まえまして、今月中には最終的な提案をまとめさせていただいて来年にわたりまして総務省など関係省庁ですとか、県選出の国会議員などに提案活動を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

参考で一番下に書いてございますが、新たな過疎法の制定に関します最近の動きでございますけれども、10月29日には九州知事会で、さらには11月25日には全国の過疎市町村、関係都道府県などが集まりました総決起大会で新たな過疎法の制定に向けた特別決議がなされておるところでございます。この11月25日の新過疎法制定実現総決起大会におきましては、与野党を問わず各政党の国会議員の方が来賓として来られておりまして、その御発言の中では各政党問わず新たな過疎制定は必要であるというような御発言をいただいております。今後その実現に向けて尽力されるということを伺っておるところでございます。34ページ以降でその2つの決議について参考でつけさせていただきます。さまざまな提案がなされておりますけれども、こちらは熊本県の方で提案をまとめておる中に内容が包含されておるところでございます。

過疎対策については以上でございます。よろしくお願いたします。

○馬場成志委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。どうぞ。

○前川収委員 分権の話と一部道州制にも絡む話なんですけれども、地方分権改革推進委員会の第2次勧告というものがまとめられました。それなりにいろんな形で二重行政が全部なくなるわけではないんですけれども、国もそれなりに権限移譲はするというふうな方向性は見えてきているというふうに思っています。ただ、非常に私が懸念を持っておりますのは、過去において、三位一体の改革がございました。それから、市町村合併の推進もあったわけです。そういう形を変えようというような議論で、形だけは先に来ますけれども、本当に必要な税財源、この部分はいつも後からついてくる。それで、三位一体改革の結果としては、地方にとって非常に厳しい結果になったことは我々が一番わかっているわけでありまして。市町村合併についても今の現状から言えば合併特例債を含めてですけれども、非常に合併市町村に対する厳しい結果が今あるということは、現在の合併市町村長に聞いても、議長さんたちに聞いても、それは全くそういう結果になってしまっています。つまり、形が固まる中で、形とともに中身が、中身というのは税財源の話ですけれども、財源それから、人材も含めてになるかもしれません、この場合は。その辺のところは後になっちゃって同時進行していかないという議論の進め方といいますか、いつものパターンと私は思っていますので、そのパターンがまたついてきたなということを今感じております。それで、全国知事会の会長からの意見が出されておりますけれども、その中にもちゃんと税財源ということには触れてはありますが、一つ聞きたいのは全国知事会として、この国との交渉役みたいな形になっているみたいですから、どこまでを税財源として、例え

ば今やっている国の事務は移管された分は事業費はもちろんですけれども、事務経費を含めて100%地方に移譲してほしいというのが私は当たり前の話だと思うんですけれども、その辺の目標値というのか、目標というものを持っていらっしゃるのですか。

○内田企画課長 税財源の移譲ということですが、基本的に先生がおっしゃいましたように100%とにかく移譲をしてほしいということでございます。ただ、国の方が100%と言いましても本当に100%かどうか、本当にどれだけかかっているかというのはわからない、そこを明らかにしてほしいという要求を再三やっております。道路、河川その他の具体的な事柄があっておりますけれども、それにつきましても本当にどれだけかかっているのか、それを明らかにし、その分についてはきちっと権限、業務等が移譲した場合については、県ないしは市町村の方に移譲してほしいということが全国知事会の方向でございます。

○前川収委員 わからないでは困るわけです。これは、もしもこのまま権限移譲、我々は権限移譲はしてくれと、地方分権は必要だと言ってますから、それはわかっているんです。今、例えば熊本県がこの財政状況の中で権限移譲をいただきましたと、100%の税財源が伴わない状況の中で移譲を受けたら、これは破綻しますよ、はっきり言って。それほど危機的な、多分熊本だけではなくて多くの47都道府県の中の多分45くらいはそんな状況になっている状況で、この財源の話がわからないという状況の中で進められるというのは非常に大きな危惧を私は感じます。そこは知事会も我々県議会、県議長会を含めてですけれども、かっちりとした担保をもらわない限りは要らないと、もらったって地方が破綻するようなことでもらったって仕方ないわけです

よ。我々は地域住民の幸せのために最大幸福量を目指して行政というものは動いているわけでしょうけれども、それが立ちいかなくなるとわかって、それをくださいなんて言えるはずはないし、言う必要もないわけです。その辺のところはもう少しちと表に出る議論で、権限とか、そういうものだけが表に出てきて河川はどうしますとか、道路はどうしますとかという話だけが表に出るんですね、その裏にある財源がどうなるかというのが同時に一緒に議論をされていかないならば、これは権限移譲、地方分権が地方を殺してしまう、地方をだめにしてしまう改革になるというふうに思っておりますので、その辺についてはしっかりと取り組む、これは道州制も同じですよ、道州制も分権の究極の形と言われているわけですから、その辺の議論がかっちりないと、やっぱりこれ以上つき合って議論する必要も私はないと思っておりますけれども、その辺のところはどうですか。どういう意気込みというか、意思を持ってらっしゃるのか、知事会の意識というものはあるのかどうか。

○内田企画課長 先生の御懸念はもっともなことだと思っておりますし、我々も同様な意見を持っているところでございます。来年春に地方分権改革委員会第3次勧告で税財政改革を出してきますけれども、大枠につきましては、やはりそれが出てきた段階でもう少し深まった議論になるかと思っております。ただ、先ほど申しましたように、個別につきましては、本当に国がこの事業にどれだけ金を払っているかということを明らかにしていただき、その分については、びしっと県ないしは市町村の方に移譲してもらおうということが担保されない限り、なかなか今の財政状況では厳しいかと思っておりますので、現実問題としましては、そのあたりをきちっと踏まえながら対応していきたいというふうに思います。

○前川収委員 今、地方分権改革推進委員会とか、法律に余り基づいていないような第三者機関的なところで議論されてまして、その議論が進んでいく過程の中で税財源の担保がわからない状況の中で話だけがずっと進んでいくと、ストップをかけられるのかと。最終的には法律要件になると思っておりますけれども、その法律要件は恐らく国会で決まるということになったときに、同文議決的な地方議会の議決が伴うかということ、恐らく今までのパターンからいけば、そんなのは要らないと、結果として国の法律で決めましたという結果になると思っております。ですから、同時にこの推進をやっていくときには地方の意見がその結果で反映できるようなストッパーがかかる、多分ストッパーはないんですよ、今のままいけば。いつもストッパーがないから三位一体改革だって結果として知事会は納得しました、6団体は知事会にまかせて結果としてはこうなっちゃった。市町村合併の法律だってそうではないですか。市町村合併そのものは同文議決か市町村議会の意思によってなされましたけれども、その国の法律に対するストッパーをかける仕組みが何にもないままで進んでいくというのは、非常に私は危惧を感ずますから、知事会でその議論の過程の中でしっかりとした地方の意見が反映でき、なおかつそれが反映できないようなものであれば、ストップをかけるような仕組みづくりといたしますか、そこまで突っ込んでいかないと我々が要求する満額100%、その100%が90%であっても税財源が、仮に事業はそのままどうぞと、財源は90%ですと、やってくださいなんて言われた途端に熊本県は立っていただけなくなるじゃないですか。はっきりわかっていることですから。そういうのに対するストッパーがかけられるような工夫を何か制度上できないのかという議論も知事会でやってもらいたいと思っておりますけれども、そこは何かあります

か。

○内田企画課長 今後、地方分権改革推進計画あたりが国で決定されまじたり、また、新分権一括法の議論ということで具体的な議論が多分進められていくと思います。それでそのような具体的な議論の進捗の中で、今、先生が申されたような事柄については、多分、全国知事会等々でかなり議論になってくると思いますので、その中でびしっとした対応をしていきたいと思ひます。ストッパーをかけられるかどうかといひますと、まだ、今の段階ではなかなか明確にかけられますといひがたい部分がありますけれども、議論だけは具体的な中でしていくという話になってくるかと思ひます。

○前川収委員 もしそういう制度上かけられないときには、予算措置の中で県議会はストッパーがかかるんですよ。それは、非常に地方の混乱、国の混乱につながります。そんなのを我々は知らない、承服しないような条件で権限移譲がなされて財源措置がなされてないという状況でやれと言われてたって、それはそんな予算は認めない。県議会はそうできるわけですから、そうならないようにきちっとした対応を、表の話だけではなくて、裏側に100%ついてくるべき財源、それから人材、そういったものもしっかり知事会に要望しておきたいと思ひます。

以上です。

○重村榮委員 今の前川先生の質問に少し関連するんですが、今、前川先生のお話では事業に対してその経費を100%云々という話が出ていたんですが、その前にですね、例えば21ページの税財政制度のイメージ図を見ていると国税の中に法人税があります。この法人税の仕組みがあるから、今東京が潤っておるわけです。でも現実的に東京に法人税

が集まる前は、地方のいろいろな工場等が生産活動をやって、その地域の付加が伴って法人税は上がっておるわけです。その法人税の集め方、あるいは納め方、この辺のことも少しやっていかないと地方にはいい工面はほとんど出てこないんじゃないかなと。全部東京に集まっていく仕組みになっているわけです、今の法人税は。ここら辺の論議はどうなりよるのかなと。地方の視点からすると東京に法人税が集まるということを変えていかないと、企業は進出するけれども、全部おいしいところはみんな東京に持っていかれると、そういう図式になっておるんです。税の仕組みで、そこを変えていかんと、これは東京に財が一極集中するという図式は全然変わってないと、国は一生懸命、地方分権だなんだかんだと言っても、税が全部東京都にいつてしまうと、これは仕組みに問題があるんじゃないかと、この辺も変えていかないと税財源の話が全然進まないんじゃないかなと思ひます。その辺がどういうふうになっているかなと知りたひです。

ちょっと小さな話ですが、さっき208号の話が出てたんですが、208号のところは、あれはバイパスの工事をやっている部分でじっとしていても来るんです。分権というのをちょっと何か名目をつけてやっている話で、あれは黙っていてもそのうち回ってくる話で、さも分権してますよというに話に聞こえるが、実際違うじゃないかと、多分208とか200台の番号の国道で国が直接やっている数は少ないと思ひます。多分208なんて例外的扱いと思ひますが、その辺の事情を知りたい。わかりますか。

○富田税務課長 法人税の話は確かにそういう感じはあるかというふうに感じます。ただ、県税といひますか、法人税事業税なんですかけれども、こういう景気の後退というような形で相当な落ち込みがございしますもんですか

ら、一応全国的な流れとしましては今年の7月に知事会の方で税の小委員会を設けてございまして、その中で消費税についてのアップについて地方に渡せというふうな形の研究会もやって発表してございますので、方向的にはそういう形になるかというふうに考えております。

○鷹尾監理課長 道路の208号の移譲についてのお話でございますけれども、今回、道路の権限移譲に当たりまして、国が示した基本的な考え方は、国は全国的なネットワークの形成を図ることを基本とするということで、同一都道府県内に起終点があるとか、それから、バイパスの現道区間、その一部が都道府県等の管理となっている路線の区間等については、都道府県に移管をするという前提で議論を進めてきたところでございます。今回確かに委員おっしゃるとおり208号バイパスの区間でお話ございました。この要件に当てはめて今回、都道府県に移譲をすることが適当というバイパスの連続区間に該当するというので、適当というふうに判断をしたところでございます。

それから、三桁台の国道で直轄はこれくらいしかないということでございますけれども、今ちょっと手元に資料がございませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、このほかにも直轄区間としている国道は三桁でも他にあるというふうには記憶しているところでございます。

以上でございます。

○重村栄委員 法人税については、さっきも言ったように、東京に集まるという仕組みの原点はそこにあるので、これはしっかりと議論をしないと、地方分権と言いながら地方が成り立っていかないという原因の1つになっていると思うし、いろんな財源の問題のベースになる問題でもあるのでその辺はしっかり

と、国も嫌がるでしょうし、東京も嫌がるでしょうけれども、やはり地方としては声を上げていくべき問題だと思いますので、ぜひとも、そういったものは地方の知事会あたりはしっかりと声を上げてほしいなというふうに思います。

それと208の件はあえて言ったんですが、さも権限を移譲してますというようにしか聞こえないので、そうでなくて、じっとしてても来るやつなんで、わざわざ、わざとらしいですね、さもやりますよという感じがします。ちょっとその辺は非常に不満に思うので、本当に分権をやろうという趣旨はわかるんですが、じっとしていても来るやつをね、分権でわざわざ上げますよという言い方は非常にしゃくにさわるわけです。あえて言わせていただきました。

○氷室雄一郎委員 この九州地域戦略会議でも税の移譲といたしますか、権限の移譲というよりも税の移譲については論議があって、この地方共同財源という言葉で税の確保を図らないかんと。交付税がございまして、国は算定基準に基づいて交付税を決めているわけですが、地方共同財源といたしますか、こういうものについての論議があると思うんですけど、こういうものは税の財源が移譲できないから、それを前もって九州地域戦略会議で煮詰めていこうという、そこら辺が戦略会議の主眼だとお聞きしてるんですけど、地方共同財源なるものについての議論もう少し、私は、素人だからわかりませんが、かなり深まっていると思うんですけど、説明をしていただけますか。

○内田企画課長 20ページと21ページをおあけいただきたいと思いますが、この8の税財源制度のイメージは1つのシミュレーションということで、実は交付税等々になりますと、国がその決定権を握るという意味で、分権に

はふさわしくないということで、ある一定の割合を税から地方共同財源にプールし、それを地方がある程度国の関与がないところで各道州とか、そこに配分しようというような仕組みを考えているところでございます。これはあくまでもモデルということで1つの考え方を示したものと。その地方共同財源はどういうふうな形で配分するかといいますのは、20ページの下の方4の地方共同財源の配分基準ということで人口、面積、人口規模などの客観的規模により財政調整を実施するというところでございます。ここにだれかが、例えば、国あたりがある程度その配分権限を担うということではなくて、合意された配分基準、客観的な規模によって機械的に配分すると。これで国の関与をあるいは第三者の関与をなくしたところで動く。それで自治をある程度確保するというような仕組みとして考えられているところでございます。

○氷室雄一郎委員 例えば道州制ができ上がって、財源をこんな格好の、または自治体単位に配分するというのは、国が今までやっている制度と結局何ら変わらないような感じになるわけです。その辺の具体的な内容面はまだ進んでないですか。

○内田企画課長 具体的な内容はまだでございますが、1つの考え方、いわゆる国が関与しない形で地方がいかに独立した形で財源を確保するか。道州制になりますと、先ほど東京の話がありましたけれども、やはり現行のままではすごく財政は豊かな道州と、それから非常に財政的には厳しい道州が出てまいりますので、それをこの地方共同財源等々である程度ならしていく必要があるだろうということで、この制度が考えられているところでございます。具体的な内容につきましては、まだまだこれからの議論というふうに思います。

○吉田忠道委員 道州制の論議の件ですけれども、どうも理想と現実が乖離し過ぎているような感じがいたすんですが、九州地域戦略会議あるいは全国知事会の話と、あるいは全国町村の会議の話と全然違う方になります。先般もいただきましたこれからの道州制の議論に向けてという報告書の中の65ページに熊本県における今後の道州制の方向性というのは書かれておりますけれども、これは全くといって進んでいないわけですね、県としては。これは理想は理想でいいんですけども、やはり地方の市町村がある程度理解されないと進まないと思いますし、各市町村は町村合併の後遺症といいますか、アレルギーといいますか、まだ本当は成果が出てないにもかかわらず負の評価だけが出ておりますので、やっぱり末端の市町村にしっかり理解させないとこの論議は進んでいかないんじゃないかと思いますが、これはもうちょっと具体的に進め方を聞きたいですけれども。

○内田企画課長 道州制の議論、市町村単位である程度お話をするという話になりますと、非常に具体的なことを求められるという話になるかと思いますが、今九州でようやく、九州モデルということでしりかとした、それから税財政をどうするということが少しずつまとまってきた、九州モデルで12のモデル的なことを検討しておりますけれども、これも市町村ないしは住民、県民の方々にわかりやすくするためにということである程度つくっているところでございます。ですので、ようやくそういうような、県民に対する啓発の下地ができてきつつあるというのが現状ではないかというふうに思います。大枠については、いろいろとお話をすることも今のところできますが、そういう具体的な事柄につきましては、例えばモデルでもPR戦略もそうですし、もう少し将来的な姿を3月までに検討

するということになっておりますので、そのあたりの準備、それからPR戦略も九州全体でこうしていこうという1つの九州全体の流れの中で本県も県民に対する啓発活動を行っていききたいというふうに考えております。

○吉田忠道委員 具体的にですよ、例えばパンフレットとかなんか作成されてますよね。ああいうのはかなりのところまで地方の末端の方まで配布ができておるのですか、それと例えばタウンミーティングあたりも具体的にやるとかという計画はありますか。

○内田企画課長 昨年、全国知事会の前にシンポジウム等を行いましたし、その後も各振興局ごとに市町村職員等それから経済団体等を含めた研修会等を行ってきております。また、昨年は熊本市におきましてセミナーを開いたりということで行っておりますので、これにつきましては、今後も啓発活動として行っていききたいというふうに思います。

○池田和貴委員 道州制については、まだロードマップをつくっている段階でこれから具体的に成されていくと思うのですけれども、これは地方の立場でいうと今でいう地方6団体、これはたしか先ほどの説明でもありましたけれども、必ずしも皆さん一致してこれを推進している立場じゃないと思うのですけれども、地方分権、道州制のときのキープレイヤーである地方自治体、たしか町村会はこの反対ですね。どういうところに対して町村会はその反対の理由があるのか、その辺ですね、教えていただけますか。

○内田企画課長 全国町村会それから全国町村議会議長会が反対の表明をされておりますが、その1つの大きな理由に、道州制になればより一層の合併を強いられるのではないかと、国がある程度示した合併の中でどうも地

方が疲弊したというような実感を持っておられる町村がかなり多くて、小さい市町村であれば同じような形になるのではないかと、先ほど前川先生の方からも国が推し進めて強制的に進める中で、市町村いわゆる小さい団体、実質的に非常に厳しい状況に置かれると同じような話になるのではないかなという危惧を持っておられるということだというふうに思っております。

○池田和貴委員 先ほど前川先生ではありませんが、やはりある一定程度の方向性が共有できないとなかなか難しいだろうと思うんです。ですから、余り逆に今の段階でそれだけで進んでいくというのもどうなのかなあという気はしているところであります。特に市町村合併等を含めて地方の疲弊感はあると思いますので、その辺はぜひ考えていただきたいと思います。

○前川収委員 今もいろんな議論があつてますけれども、何となく道州制においては九州モデルが示されましたということで、これはあくまでもモデルですから、このとおりにとはなりませんという前提でしょうけれども、先ほど質問があつたとおり、地方共同財源の配分基準というのは人口、面積、人口規模等の客観指標ということであれば、これは財源調整機能には多分ならないと思います。そんなに毎年変わるわけではないです。人口、面積というのはかちっと決まります。人口なんていうのも毎年動くわけではなくて、今我々が言っているような、いわゆる交付税的な傾斜配分ができますかという話からすれば、この文書だけ見れば傾斜配分はないですよ、これは。客観情勢ですから、決め置きですよ。つまり財源調整には多分ならないと。私はこの中だけで言えば、モデルのことを言っただけで仕方ないと思いますけれども、このモデルではそうなるだろうというふうに思います。

それもありますし、また、分権の話だってです、非常にこういう話で何は出します、これは出しますという話だけが出てきているけれども、さっき言ったように最も大事な財源的なものや人的な待遇、これは人的異動も多分必要になるでしょう、事業をやらなくなった国が今の人員を抱える必要はないわけですから、その分は地方なり、地方自治体なりに動くということもあるでしょう。そういった表面的な部分だけの話が先行しがちになる部分があると思いますので、これは委員長にお願いなんですけれども、この今議会ではやる必要はないと思いますが、2月県議会に向けて、我々が、今少なくとも私自身は矛盾を感じていますけれども、もしそれが委員会として合意できるような内容であるのであれば、1回は地方から声を出して、このままいいのかという部分の声を出して、不満の部分については是正しろということ、今までは余り出してこなかったんで――三位一体のときも、それから市町村合併のときもなかったんで、もともとこの委員会、道州制については地方の立場で変えようということで、やることだけが前提じゃなくて、やらないことも前提につくりましょうという言い方、もちろんやらない意見書をつくれという意味でなくて、非常に危険性を感じている部分については、きちっと警鐘をならすという部分について何らかの取りまとめをしていただければありがたいというふうに提案をさせていただきます。

○馬場成志委員長 今の提案でございますが、私もモデル、こういったたたき台というものがある程度でき上がってきよるなというような、随分話が進んで来たなというような思いの中で、やっぱり地方としてしっかり物を言っていけないかというのがこの委員会の趣旨でありますから、知事会あるいはいろいろな団体と政府の会議の中で努力しておら

れるのは県民にはなかなか伝わらないのはそのこのセクションだけでやっておるといような状況でもあろうかと思えます。実際、県議会の中でも、あん人たちはどがしこ努力しとつかという部分が見えない、これは逐一見れないですからね、ですから、そういう意味では時期がいつなのかというふうに思っておりますけれども、今、提案もございましたので、時期をしっかりと考えながら早めに、例えば町村会みたいに、機先を制するために、やっぱり早めにああいう決断をされたんだらうというふうに思いますが、時期をしっかりと見ながら場合によっては、今おっしゃったような2月の取りまとめというようなものを考えていきたい。場合によっては小委員会なんかも設置させていただいてしっかりとたかせていただいて、皆様方もこの場でなかなか言えない、もっと積極的に国に提案したい部分もあるかというふうに思えます。知事会から言えなくても、私どもだったら言えるということがたくさんあるというふうに思いますので、その辺はきょうはまだ結論は出しませんが、提案をしっかりと受けとめさせていただきたいというふうに思っています。

○重村栄委員 お願いがあります。今の委員長の発言にほとんど含まれているんですけれども、多分、町村会、町村議会が道州制に余り賛成されないのは、自分たちはスリム化をじゃんじゃんしてきているわけですよ、既に合併とかしながらです。その割には国のスリム化はなかなか進まない。省庁再編とか言いながら余りどこがどげん変わったのかよくわからない。そういうのを見ていると国に対する不信感がしっかりあるんだと思うのですよ。国は言いよるけど、何か地方だけが犠牲になっている。このまま道州制が進めば、ますます地方だけが犠牲になって国の方は余り変わらんとじゃなかという、そういう不安とか、不信感があるからなかなか賛成しがた

い状況があるんだと思うので、まず国がきちんとスリム化をして、できるものをまずやって見せると、それをしないと道州制という話はなかなか乗っていけないんじゃないかなと思いますので、国が今の中でできるものをきちんとスリム化して、それでさらに道州制に進まないといけないよという道筋をきちんと見せてもらおうと、そういうお願いをぜひしていただきたいというふうに思います。

○平野みどり委員 ほかの今までの皆さんの意見とほぼ私も同じ意見なんですけれども、今回の地方分権、三位一体改革から始まったいろんな地方へのしわよせで本当に市町村は疲弊をしている中、今、道州制と言われても空虚な本当に遠い話だろうというふうに思うんです。その中で私は地方の役割というか、地方が人材を育ててそして中央に送り出し、そして老後は地方に戻ってこられて、福祉などの部分では地方がまた担っていくというな、そういった人の動きという部分もこの財政調整の仕組みの中にしっかり入れていただきたいなあとというふうに思います。人口、面積、人口規模だけでなく、どういう人たちが住むのか、どういう役割を地方が担ってきたのかという部分を国というか――国もそうだし、東京などの大きな自治体もしっかりわかっていたいただきたい。農産物もそうです。供給もしています。そういう地方の役割というのはしっかり認識していただきたいなというふうに思います。

それと財政調整の基準、傾斜配分云々という話がありましたけれども、国の関与がない、本当に第三者の仕組みの中で運営されないと、国はああだこうだと、こういう仕組みの中にも人を送り込んで国のお金は出すまい出すまいというふうにすると思うんですよ。これまで私たちは国にだまされてきたというふうに言ってもいいくらい怒りをしっかりと持って、議会も地方行政も国に対峙していく必

要があるなというふうに思います。そういった部分も盛り込んでいただけたらなというふうに思います。その決議とかの中にはですね。

○濱田大造委員 要望をよろしいでしょう。せつかく議論しているわけですから、熊本県にとって道州制が何が得なのかというのを明確にどこかで語ってもいいんじゃないかなと、どこが損になるのかと、その辺があいまいなままにしてたら机上の空論で議論が続くことになりますので、その辺をお願いします。

○中原隆博委員 先ほどからいろいろとお話が出ておりますように、私自身は地方分権の最終到達点というのはこの道州制にあるというふうな認識を持ちつつあるわけです。そんな中で先ほどからいろいろとお話が出ておりますように、この道州制を含めた、過疎地域の問題も含めたこの委員会というのが47都道府県の中でまだ10県内外くらいじゃないかと思うんです。特に、東北あたりは、全く道州制の道の字も出てないという状況の中にあるわけです。熊本県においては、全国知事会の中で蒲島知事も、これは税源を伴わない道州制というのは受け入れがたいというのは既に中央における道州制の委員会の中もおっしゃっておられます。しかしながら、これは全国的に足並みを揃えた形の中で私たちもやっていたいかなければなかなか上は通らないんじゃないかと思っておりますので、また私の方からも再度要望させていただきというふうに思います。

九州モデルのお話がありましたけれども、熊本の場合には人口と面積ということになるわけでございますけれども、例えば長崎であるとか、鹿児島であるとか、沖縄であれば、あるいは離島の問題もあるからですね、そういう含みでこれは財政の問題も書いてあるんじゃないかと思うんです。だから、あくまでも言うなればこの九州の中で先ほどからお話が

ありましたように、やっぱり熊本に全国を見据えてということももちろん大事ですが、九州の中での熊本にとって一番いい方法ということこれから建設的に積み上げていく必要があるんじゃないかと、このように考えておりますけれども、それに対して課長。

○内田企画課長 道州制の議論、熊本にとってという話になるとなかなか難しい命題かなというふうに思っております。答えづらいですが、例えば州都の問題もあるかもしれませんし、それから、役割分担がどういうふうに決まり、県そのもの自体があるのかないのか、こういうエリア設定ができるかどうかというのがあります。ですから、ある程度議論を見据えながら、例えば地域単位、市町村単位であればこういうようなエリア設定ができるのではないかと探りながら少しずつ準備していくということはあるかと思いますが、そういう過程の中でのメリット、デメリットという話になりますと、非常に現段階では厳しいのかなあというふうに思っております。こういう議論を続け、道州制の九州モデルないしは国の方のいろんな提案を客観的に評価できる体制が整っていること自体が非常に今の段階では精いっぱいのところかなというふうに思っています。ただ、こういう機会を本県が持てるということ自体は他県に比べまして非常に一歩も二歩も進んだ対応をしているというふうに自負しておるところでございます。

○中原隆博委員 先ほどからお話があつておりますように、市町村合併において非常に疲弊した部分もあるということですから、やっぱり少なくともこれは――東京都は別にしましても、各府県が合併する形が道州制の議論の入り口だというふうに思いますので、その場合ですね、府県は合併しても、なおかつ、その中における基礎自治体というのは優にや

っていけると、安心してやっていけるといふようなところの協調がないとなかなか難しいんじゃないかと思うのです。だから、基礎自治体に対する、町村に対する安心した制度の設計というのを当然この中に盛り込むべきだというふうに思います。企画課長どう思われますか。

○内田企画課長 基本的には道州制、県の事務権限を市町村に移譲すると、身近になるべく事務移譲を行うというのが道州制の一つの考え方です。そうしますと、基礎的自治体がどれだけ力を持ってくるか、どれだけ住民のために主体的に動けるような状況をつくれるかというのが道州制の一番根幹かというふうに思っておりますので、今後は基礎的自治体を含めたところで議論をしていかないと、先生おっしゃいますように、道州制の議論は県民の方々には理解できませんし、きちんとした体制整備そのもの自体ができないというふうに思っております。基礎自治体の議論は今後の大きな課題というふうに認識しております。

○中原隆博委員 環境整備が大事だと思いますので、その点十分見据えて対応方をお願い申し上げたいと思います。要望です。

○氷室雄一郎委員 私も、今の基礎自治体のことですけども、自民党は30万か20万という1つの基礎自治体をモデルとして考えると。私も熊本に30万とか20万の基礎的自治体をシミュレーションしています。熊本は政令市で人口の大体ほとんどが熊本市に集まっておると。あとはそういう20万とか30万とかアドバルーンは上げていただいてもいいんですけども、こういうものが先行していきますと、各市町村のこういう道州制に対する意識といいますか、興味といいますか、そういうものはなかなか理解しにくいじゃないかと思うわけなんです。だから、上から見る場合と下か

ら見る場合はかなり構想も違ってくると思うわけですね。私はそういう熊本から考えられるような意見というのもどんどん発信いただいて、なるべくそういうアドバルーンだけ上がらない、枠組みありきという論議よりももう少し各自治体なり、あるいは県民の理解が進むような論議はある一面からはしていかないといかんのではないかという気がしたわけですね。経済交流とか州都の問題とか、そういう大きな問題もございますけれども、やはり県民の理解を得るようなところも心しながら一緒に論議をしていかなければいかん。そういうことで熊本からもいろんな御意見とか積極的な発信をしていただきたい。これは要望でございます。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

○高木健次委員 熊本県の場合、特に道州制について論議が進んでおることですが、熊本市の政令市に向けての、非常に、今、市町村合併が進んでおります。植木、益城、ちょっとうがった見方をすれば道州制を進めるために熊本市を政令市にしたいというような見方もあるんじゃないかなという感じもするわけですね。例えば3町が万が一期限内に合併できずに政令指定都市が実現できなかったという場合に道州制の論議もこのまま進むのだろうか、そのときもやっぱり道州制論議はどんどん推進されていくのか、そういう中で、結局そのしわ寄せが3町に何か来ているような見方もできるわけですね。だから、そういう点では3町に対しては――城南町もそうですけれども、植木町もそうです、非常に競争にまで発展しているというふうな状況の中であって、その辺私たちもそれぞれの町に対して非常に懸念というか、町に対しての何か心配というのも非常に気持ちの中にあるんです。政令市にして、道州制をするために、また州都に熊本を持っていくためにとにかく政

令市をつくるのだと、知事も一生懸命に、植木にどこに行ったりと政令市に向けてやっておられますけど、その辺の見方として3町に対しても非常に犠牲になるというわけではないですね、これはそれなりに町が一生懸命にそれに取り組んでいるというふうな見方もできるわけですね、その辺に対する気持ちというものは何か県としては。

○本田市町村総室長 市町村総室でございます。基本的に今、熊本市の方で植木、益城、城南の方と3町の方で合併協議がなされておると、これは当然ながらこの政令市というのをにらんでの合併を進められておられるわけですが、それは引いては州都論議あるいは道州制を見渡したときに、政令市になったからすぐ州都になれるというような話ではございません、当然。ただ、その州都論議、拠点性を高めるという意味では、これはいわゆる政令市といいますのは御承知のとおり、財政的にも権限的にも最も強力な基礎自治体ということになりますので、そういう中で今後そういう論議の中で、そういう政令市というものが実現されておれば非常にその辺は論議としては強くなるということは見込めると思いますが、ただ、今の政令市の中でそういうふうにして、いわゆる州都にならんがための政令市というようなお考えでは、これは基本的には違うと。ただ将来を見渡せばそういうことで有利になるということはあると思いますが、それは政令市になった後の効果ということで私どもは認識をしております。

○高木健次委員 それをしっかりと見極めていないと、非常に問題も出てくるんじゃないかなと思うわけですね。

以上です。

○前川収委員 国から権限移譲をするかしないか、財源はどうなっているかという話を言

われてやっていますけど、県が市町村に対して権限移譲をどれほどお勧めになっていらっしゃるのかというのはもっと我々としては一我々の問題でありますけれども、いかがですか、どの程度進んでいますか。

○高嶋行政経営課長 熊本県の方としましては、平成17年から指針をつくりまして市町村の方に対しての事務・権限移譲を進めているところでございますけれども、特に市町村は地域住民に身近な基礎自治体であるという信念のもとにそういう形を進めておるところでございます。今のところ進んでいる状況はまだまだ半分くらいしか進んでないという状況でございますけれども、現在、指針の見直しをやっているところでございます。その中では今まで進んでこなかったというところの中で事務の中身に魅力的なものがないだとか、あるいはそれに伴います先ほど出ておりますけれども、財源的な部分でもう少し見直しをしてほしいというような御意見等もございしますので、現在、私どもの方としても人的、財的な部分も含めた具体的支援をパッケージしたような支援を行うことができるのじゃないかと、そういうことを検討しておりまして、そういった環境を整えることでもっと移譲を進めるような環境づくりをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○前川収委員 私たちが国に対して権限移譲という話をするとき、さっきも言いましたけれども、いろんな疑念を持ちながら大丈夫かという思いを持っているのと同じように市町村は県に対して思っているということ、そのことだけはお伝えしておきたいというふうに思います。問題意識は同じなんです。県が国に対して思っていることと市町村が県に対して思っていることはほぼ同じですよ、つまり同じ問題意識を共有しておかなければいかん。中身はさっき言ったとおりですから言う

必要はないと思いますけれども、基礎自治体の強化が道州制の一番のポイントでしょう。じゃないとできないです。そういう意味においてはしっかり頑張ってください。

以上です。答弁は要りません。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか、よろしいですか。

それでは、質疑を終了させていただきます。

次に、議題2 閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件につきまして、審査未了のため、次期定例会まで本委員会は存続する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○馬場成志委員長 異議なしと認めます。

その他はもうないですな。

ほかになれば以上をもちまして第9回道州制問題等調査得意を閉会いたします。

午前11時37分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長